

日本のソーシャルワークにおいて「性の多様性を生きる人」を可視化するために

ー必要とされる視点、概念、枠組みの提案ー

○ コラボレーション実践研究所 大阪府立大学名誉教授 氏名 山中京子 (会員番号 4129)

キーワード3つ: 性の多様性 セクシュアリティ LGBTQ+

1. 研究目的

本発表は「性の多様性を生きる人」に対する日本でのソーシャルワークについて検討することを目的としている。性の多様性を検討するにあたり、ここでは性（セクシュアリティ）の定義を以下とする。PAHO（パンアメリカン保健機関）、WHO（世界保健機関）および WAS（世界性と健康学会）（2000）は人間の性を「人間であることの中核的な特質の一つであり、セックス、ジェンダー、セクシュアルおよびジェンダーアイデンティティ、性指向、エロティシズム、情動上の愛着または愛情、および生殖を含む。（後略）」と定義している。また針間（2014）はこの定義に示された性の構成要素を①身体的性別/セックス、②心理的性別/性同一性、③社会的性役割、④性指向 ⑤性嗜好、⑥性反応、⑦生殖に分類している。「性の多様性」とここで呼ぶ場合、上記の各構成要素におけるグラデーションのような多様さとその各要素の組み合わせの多様さを指す。その有り様は実に多様である。しかし、我々の社会はそのすべての「性の多様性を生きる人」に対して平等ではない。社会は特定の性の有り様の人（たとえば、男性、異性愛者、身体的性別と心理的性別が一致する者、子どもを生み、家族を形成する者など）により優位な待遇や機会を与え、より多くの資源を配分し、それ以外の特定の有り様の人には様々な非合理的な理由により社会的に差別や偏見を受け、機会、待遇、資源配分において構造的な不利益を被っている。ソーシャルワークにとってこのような立場に置かれている「性的少数者」（性的な有り様によって社会から抑圧・排除されている者）を支援することはグローバル定義にある社会正義、人権、多様性尊重の原理に適うものであり、当然の活動といえよう。また、日本で 2020 年 6 月に採択された社会福祉士の新しい倫理綱領には「すべての人々を（前略）性別、性自認、性的指向（後略）などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する」と明記されている。ソーシャルワークが「性の多様性を生きる人」をその活動の対象とする根拠がここに確認された。しかし、現在日本のソーシャルワークは「性の多様性を生きる人」をどの年齢期（乳幼児期～高齢期まで）、どの場所、どの施設にかかわらず明確に意識して支援しているだろうか。残念ながら否と言わざるをえない。実践も研究も非常に限定的であり、すでに支援しているかもしれないがそのことにさえ気づいていないかもしれない。日本のソーシャルワークにおいて「性の多様性を生きる人」は可視化されていない。なぜ「見えない」のか、「どうしたら見えるようになる」のか。本発表では実践や研究を進める第一歩として「見る・見えるようになる」ため必要とされる視点、概念、枠組みについて提案を行いたい。

2. 研究の視点および方法

上記の目的に即して、性に関する文献および複数の国際機関・組織の公式的な見解などの分析をおこなったので、その結果を報告する。

3. 倫理的配慮

本発表に関する文献研究および言説の分析は日本社会福祉学会研究倫理規定および日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドラインを遵守しておこなった。

4. 研究結果

まず、第一にすでに上述した性の定義は性の多様性の構成要素を明快に説明しており、この定義は「性の多様性を生きる人」を「見る」ために最も基本的な枠組みを提供しているといえる。その構成要素の多様性の枠組みを基に社会的に排除されたグループを可視化した概念がLGBTQ+である。「性的多数派」ではない多様な性を生きる人を1つ1つのグループ毎に明確に示す概念であり、各グループを意識することでグループ毎の経験が「見えてくる」ことを可能にする。しかし、一方でこのグループにあてはまらない人々を排除することや各グループ間で社会的認知や社会的立場などで格差があり、横並びに表すことへの批判が起こっている（牧村:2015、青山:2003、2015、マサキ:2015）。LGBTQ+に代わり、性の多様性を生きる多くの人を排除しない概念として、WHOなどの国際機関でも新たに用いられ始めているのがSOGIEという概念である。SOGIEとは性的指向と性自認の英語の頭文字を繋げた言葉である。SOGIEの概念の利点は特定のグループなどを示す言葉ではなく、すべての人に当てはまる点にある。このことによって、だれもが当事者となり、いままで性的多数者と性的少数者、LGBTQ+とそれ以外の人、つまり「当事者」と「非当事者」とに二分化されてきた意識の分断状況が解決していく。この概念は実践者や研究者に自分も性的な存在であり、「ある性の多様性を生きる当事者」であることを「見せ」、社会的に排除された「性の多様性を生きる人」への支援を特別視せず当たり前のことと受け入れていく基盤を与える。また、WASは1999年に「性の権利宣言」を採択し、2014年にそれを改訂した（原文:<http://www.worldsexology.org> 日本語訳:<http://worldsexualhealth.net>）。この宣言は「性の権利は性（セクシュアリティ）に関する人権である」と明記し、性に関する16の権利を掲げ、それらはすべての人に保障されねばならないと説いている。人権の尊重はソーシャルワークの中核的原理である。この16の権利はソーシャルワークと性の多様性を繋ぐ重要な枠組みとなる。

5. 考察

日本のソーシャルワークで「性の多様性を生きる人」を可視化するために獲得されるべき視点、概念、枠組みについて提案を行った。すでに社会で広く流布された概念もあるが、それらをソーシャルワークの原理と確かに結びつけることが今求められている。これらを伝える方法（教育や研修）や「性の多様性を生きる人」への支援をジェネリック・ソーシャルワークとして具体的に展開する実践方法については発表で言及したい。